

加賀市スポーツ推進条例

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、地域社会及び地域経済の活性化等に寄与する等、市民の健康で充実した生活及び活力ある地域社会の実現を図る上で極めて重要なものである。

近年の社会情勢の変化、スポーツの社会的役割の増大、健康志向の高まり等を背景としたスポーツに対する市民意識の多様化に応えるためにも、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、市民一人ひとりがスポーツを身近に感じるとともに、気軽にスポーツを楽しむことができ、かつ、スポーツを通じて市民の健康及び地域の活力を育む環境を整えることにより、豊かなスポーツの文化を育むことが重要である。

市民等、スポーツ関連団体、事業者及び市が連携し、それぞれの役割を果たすことにより、スポーツを通じて、市民の健康で充実した生活及び活力ある地域社会の実現を目指すため、ここに「加賀市スポーツ推進条例」を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で充実した生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ活動 スポーツを行うこと若しくは観覧すること又はこれらを支援することをいう。
- (2) 市民等 市民及び市内に通勤、通学等をする個人をいう。

(3) スポーツ関連団体 市内においてスポーツ活動を行う法人その他の団体をいう。

(4) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者(スポーツ関連団体を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 全ての市民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができること。

(2) 障がいのある人が自主的かつ積極的にスポーツ活動をすることができるよう、障がいの種類、程度及び特性に応じて必要な配慮がなされるとともに、社会参加の推進に寄与すること。

(3) スポーツ関連団体、地域住民、学校、家庭等の連携により、成長過程にある子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上が図られること。

(4) 市内に活動の拠点を置き、又は現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手及び市内に活動の拠点を置くスポーツチーム(以下「市のスポーツ選手等」という。)が国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、競技水準の向上が図られること。

(5) 市のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、地域の一体感の醸成及び活力の向上が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自主的なスポーツ活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、市が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第6条 スポーツ関連団体は、市民等がスポーツに親しむ機会の提供、スポーツの普

及及び競技水準の向上を図るための活動の実施等スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ関連団体は、市が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、従業員がスポーツに親しむ機会の提供その他の従業員のスポーツ活動を推進するための環境の整備に努めるとともに、市が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(議会の責務)

第8条 議会は、市民等のスポーツ活動を推進するための調査及び研究を行うとともに、教育委員会及び市長が実施する施策への助言及び提言を行う責務を有する。

(市民等、スポーツ関連団体及び事業者との意見交換)

第9条 市は、市民等、スポーツ関連団体及び事業者と協力しながらスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民等、スポーツ関連団体及び事業者とのスポーツに関する意見交換の機会を確保するよう努めるものとする。

(スポーツ推進計画等の策定)

第10条 市は、地方スポーツ推進計画その他スポーツの推進に関する計画(以下この条において「推進計画等」という。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

2 市は、推進計画等を定め、又はこれを変更しようとするときは、市民等の意見が適切に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、推進計画等を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、加賀市スポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

(スポーツ活動を通じた健康の保持増進等)

第11条 市は、市民等のスポーツ活動を通じた心身の健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進するため、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、スポーツ活動に関する情報の適切な提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生涯スポーツの推進)

第12条 市は、全ての市民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、市民等がスポーツ活動に参加する機会の提供並びに地域のスポーツ活動及び地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツ活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(障がいのある人のスポーツ活動の推進)

第13条 市は、障がいのある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、その障がいの種類、程度及び特性に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供、障がいのある人のスポーツ活動に携わる人材の確保及び養成その他必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの心身の健全な発達及びスポーツ活動の充実等)

第14条 市は、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、科学的知見及び医学的知見を生かしたスポーツに関する知識の普及啓発、スポーツ教室の実施その他子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進に関し必要な施策を講ずるものとする。

(学校及び地域におけるスポーツの充実等)

第15条 教育委員会は、学校における体育が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、その充実を図るものとする。

2 教育委員会は、スポーツ関連団体及び地域と連携し、部活動指導員の確保に努め、運動部活動と地域とのつながりを図るとともに、学校及び地域における持続可能かつ多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備を図るものとする。

3 教育委員会は、運動部活動が児童及び生徒のスポーツに関する技能の向上に資するとともに、スポーツの楽しさを味わう機会を提供するものであり、かつ、集団における活動を通じて他者への思いやりの心及び共助の精神を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前項の環境の整備を図るものとする。

(競技水準の向上等)

第16条 市は、スポーツ関連団体、事業者並びにスポーツ選手及び指導者等と連携し、スポーツ選手の計画的な育成、指導者等の確保及び養成その他競技水準の向上のため

めに必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、スポーツ関連団体と協力し、市のスポーツ選手等の計画的な競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図るため、競技会への派遣、研究集会又は講習会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、スポーツチームを有する事業者が果たすスポーツの普及及び競技水準の向上に係る役割の重要性に鑑み、当該事業者との連携に努めるものとする。

(市のスポーツ選手等に対する応援策)

第17条 市は、市民等が国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会に出場することが見込まれる市のスポーツ選手等を応援する機運の向上を図るため、広報その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(指導者等の確保及び養成)

第18条 市は、指導者等の確保並びに養成及び資質の向上を図るため、スポーツ関連団体と協力し、研究集会又は講習会の開催その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ行事等の開催及び誘致)

第19条 市は、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、あらゆる地域資源及び観光資源を活用し、各種のスポーツ行事及びプロスポーツの開催及び誘致に積極的に取り組むものとする。

(ボランティアの促進)

第20条 市及びスポーツ関連団体は、市民等がスポーツ行事にボランティアとして参加しやすい環境を確保するため、広報活動を充実するとともに、ボランティアを受け入れることができる体制を整備するよう努めるものとする。

(スポーツ施設の整備、利用促進等)

第21条 市は、市民等が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、維持管理、利用の促進その他必要な施策を適切かつ迅速に講ずるものとする。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、バリアフリー化を含む機能の強化、障がいのある人の利便性の向上等を図るよう努めるものとする。

3 市は、市民等にとって身近なスポーツ活動の場の充実を図るため、学校その他の施設を容易に利用することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

4 スポーツ施設の整備は、優秀な市のスポーツ選手等の育成という視点とスポーツ活動のための利用という視点との均衡を考慮して行われるものとする。

(資料等の収集、保存等)

第22条 市は、スポーツの文化に対する市民等の理解を深めるため、スポーツに関する有形又は無形の文化的所産で価値の高いものについて、情報、資料、記録等の収集、保存及び公開その他必要な取組を行うものとする。

(市外からの来訪者の受入れ体制の充実)

第23条 市は、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会が開催される場合においては、自然に恵まれた本市が誇る豊かな地域資源及び観光資源を活用し、国内外からのスポーツ活動に関する来訪者を招くために必要な施策を講ずるとともに、これらの来訪者を歓迎するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第24条 市は、スポーツ活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会又は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。